

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 設計及び工事の計画の変更認可（海水ポンプ取替工事））【4】」

2. 日時：令和3年7月1日（木） 10時30分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官、  
岩野審査チーム員

九州電力株式会社：

原子力事業本部 原子力設備グループ副長※ 他9名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料－1 玄海3/4号機 海水ポンプ取替工事に係る設工認変認 説明事項リスト
- ・資料－2 玄海原子力発電所3/4号機 設計及び工事計画変更認可申請書補足説明資料【海水ポンプ取替え工事】
- ・資料－3 玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 設計及び工事の計画の変更認可申請（海水ポンプ取替工事）に係る確認事項

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:06	。
0:00:09	はい。
0:00:10	原子力規制庁のイワノです。それでは本日今から減資見解原子力発電所 3号機及び 4号機の海水ポンプの取りかえ工事に係るヒアリングを始めたいと思います。
0:00:24	まずは現状九州電力のほうから前回のヒアリングのコメントについて回答、説明をお願いします。
0:00:36	はい、九州電力がエナミです。本日はよろしく願いいたします。本日のまずちょっと資料の方の御確認をさせていただきます。本日の弊社からの御提出資料といたしましては、資料ナンバー1ということで弊社から御説明させていただきたい事項ということで説明して事項リスト。
0:00:55	こちらのほうで 4 件掲示をさせていただいておりますので、人の内容につきましては別紙のほうで別紙 1 から 4 までという形で提示させていただいておりますので、この内容についてご説明をさせていただきます。資料ナンバー2 のほうは、補足説明
0:01:15	資料ということで、現状を
0:01:18	準備させていただいております補足説明資料を提出させていただいております。こちらの資料につきましては、資料 1 の説明につきまして、やはり内容については御説明をさせていただくことを考えてございます。
0:01:33	閉鎖、それでは早速でございますけれども、資料ナンバー1 の説明事項リストのほうから御説明を配置させていただきます。よろしく願いいたします。
0:01:46	九州電力のゴタンダでございますので、資料 1 の説明事項リストのNo.1 でございますが、こちら補足説明資料の一番の添付へ適用条文の整理につきまして、今回の平均で申請する条文としましては新規性基準等により要求事項に変更があるものについて、
0:02:05	国も手を示すものであるということで凡例の記載を充実してございます。修正内容につきましては別紙に示してございまして(1)の 2 ページをお願いいたします。
0:02:19	こちらのあった時の内容が修正内容になりますが、こちらの設工認の補足に合わせて、凡例の差異を拡充しているものでございます。No.1 については以上でございます。
0:02:32	はい。
0:02:35	資本九州電力のタカミです。続きまして説明事項リストNo.2 でございますが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:41	相続説明資料 4 海水ポンプ取替工事の概要について、税の資料でございますが、説明項目なんですけれども、材料変更を今回かけておりますけれども、材料変更に当たりましては耐食性向上や組成について
0:02:59	説明が不足していただくところがありますので、別紙に(1)の 3 ページに示しております通り赤字の追求を行っております。
0:03:11	私いただきますと、このHGSCS16A耐食性ステンレスポット鋳鋼はSCS13ステンレス工場重合にこれも日経及び窒素等合金元素量の適正化を図り特性をさらに上場させた材料である。
0:03:28	だと規格番号、どう書いております。
0:03:33	簡単ですけれども、2 番については以上になります。
0:03:38	はい。続きまして、説明事故を岩盤にピット九州電力のてらたで説明させていただきます。
0:03:45	ちょっと説明の内容としましては自然現象に関する損傷の防止の説明の補足説明資料にられまして、その水ありのご迷惑法律過程濃度について新規制基準適合性高 2 から条件が変更がないこと理由は多分なんて行政府軸受について成立性発表すると。
0:04:03	するということで説明をさせていただきます。資料としては別紙 3 になりまして、ページで言いますと、
0:04:11	(1)の 4 ページからになりますので、まず、
0:04:17	はい。
0:04:20	はい、3 ポイントの 13 ページになりますが、F表の中にですね、また赤字に書いておりませんが、表中のKinematicケースについて、米がいればこれは三つの給水軸受で手動目立ってアポされているものは閉まっている言葉を追加します。
0:04:37	続きまして、括弧で 1-14 ページになりまして、目指そう定義について活発いただいておりますと一番上にありますが、stage1について見立てについては軸受に対する作用荷重を軸受集まりと時刻行われてるとなる面積で除したあやふや追っていつているということで記載。
0:04:57	続きまして(3)の事業にアプリの授業評価の中で、もともとあの文献を用いた値を記載してたんですけども、商工会室については、正当。
0:05:10	3号機 4号機の取水口付近のモードがですね実験で用いてる異物濃度より低いですので、実験で用いた値 2900 時間以上ということに記載するということで、ちょっと文献のほうに記載は削除させていただいております。
0:05:25	続きまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:27	(16)ページになりまして、津浪の受けた方法について遠藤最下部工事のあり方について概要記載しておりますので、2段落目になりますが、なお保全業務として定期的を実施してはらずで、周辺の審査測量では
0:05:46	取水口周辺の海底の地形変化はほとんど見られないことに加えている基準津波の再稼働時間変更がないですので、浮遊濃度という砂濃度の低下で結果を再稼働時と同じことで記載をさせていただきます。
0:05:59	コメントNo.3については以上です。以上でございます。
0:06:07	九州電力からニュービジネス引き続きコメントリスト説明事項リストのNo.4について説明いたします。
0:06:15	No.4は、補足説明資料6-2、海水ポンプ電動機能、動的機能維持評価のところに対するご質問に対する回答です。
0:06:29	質問内容といたしまして、海水ポンプ電動機の評価用加速度が機能確認済み加速度を上回った要因について申請工認からの変更点を踏まえた説明をお願いしますということで、質問を受けております。
0:06:45	こちら質問背景がいらっしゃいまして、今回の近隣と新規制の工認で入力する地震動の大きさは同じであるにもかかわらず、今回の原因においては、発生値が近接比べて、
0:07:03	大きく出ている部分がある。この理由を考察を説明することというものです。
0:07:10	こちらの回答といたしましては、今回の取替工事に伴いまして、ポンプの構造が変化したことが要因と考えられます。
0:07:21	具体的にはポンプの構造が変化することで、振動の仕方、振動モードが変化しまして、各部位の完成時も変化しているというのが、
0:07:34	やっぱりちょっと考えられます。この考察につきましては、補足説明資料6-2追求することといたします。具体的には、本資料、
0:07:47	1-17ページをお願いいたします。赤字で設定している適しております。
0:07:54	説明事項4につきましては以上です。
0:07:58	はい、九州電力エナミでございます。資料ナンバー1の本日御説明する事項といたしました以上になります。
0:08:08	今までの御説明の中で追加の反映保守のコメント等ございましたらお願いいたします。以上です。
0:08:19	はい。
0:08:22	規制庁のイワノです。ではまず、1個目のNo.1のところの回答についてなんですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:30	本申請というのは、平成 24 年の設工認のほうからの辺になるので、その平成 24 年の認可から変わっているものについて、申請していて、申請する等する必要が申請する必要があります。
0:08:47	今ですね。
0:08:50	資料 1 のところの赤字で書いてあるところで申請だっていうところがあると思うんですけど、
0:08:57	この申請なんでは新基準平成 29 年の新基準の工認なりも踏まえた近隣の秋、時認可の工事計画からの変更に
0:09:11	変更を 0 としていて、
0:09:17	摘要欄と申請欄両方が 0 になるものを申請しますとそういうふうな位置付け位置付けになってると思うんですけど、それだと、平成 24 年からの変更っていうのは出てこないの、
0:09:30	そこについては、認識が違うので、
0:09:37	平成 24 年からの変更。
0:09:40	平成 24 年から変更されているところが守れなく申請書に記載されるようにする等してください。
0:09:47	もしそれが平成 29 年の新基準の工認と同じということであれば、そのことがすべて 1 から書く必要はないので、そのことがわかるようにしてください。九州電力の方はこの点についてはいかがでしょうか。
0:10:18	はい。
0:10:19	少しお待ちください。
0:10:24	はい。
0:10:26	。
0:11:30	すみません、九州電力のゴタンダでございます。
0:11:34	質問いただいたところで個別の増分でちょっとというせいでいただきたいと思っております。
0:11:44	例えばございますが、
0:11:49	資料 2-3 ページからもう増分ごとに整理をしたものを
0:11:56	でございます。こちらで大幅にさせていただきたいと思っております。
0:12:03	はい。
0:12:08	うん。
0:12:11	はい。
0:12:13	はい。
0:12:18	確認がありました平成 24 年からの変更点というところで申しますと、具体的なところでは第 4 増とか対象ということでよろしいでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:30	はい。
0:12:31	はい。
0:12:32	第4条の設計基準対象施設の保管等に対する説明が今書かれていないというような認識でよろしいでしょうか。
0:12:44	規制庁のイワノです。毎熊図4条は対象になると考えていますので、併せて9条とあと、49条についても同じような理由と同じ理由で対象になるのではないかと考えています。
0:13:00	その他についてもですね、今対照条文として挙げられている。例えば七条とかについてもですね。
0:13:16	カナダ、新規性基準とはいえと防護対策が同じなので当会同じです。同じだと思われるんですけども、そのことがメインに申請書の中に書いてないところがあるので、まず、全く入ってない条文としては4条9条49条があると思うんですけど。
0:13:35	それ以外にも今すでに対象になっている条文の中でも、
0:13:41	平成24年からの変更が
0:13:48	平成24年からの変更をされている点でしっかりと記載されてないところについてはあわせて確認をして申請書なり、補足説明資料に反映させてください。
0:14:00	はい。
0:14:32	はい。
0:14:34	九州電力からイリエです。今
0:14:37	ご指摘のありました申請条文の考え方につきましては、一応こちらで再度整理しまして、本日御説明する形でもよろしいでしょうか。
0:14:50	うん。
0:14:54	九州電力がイリエです。今、御質問、御指摘のありました。平成24年度から民間からの変更点を申請条文とすべきではないのかという御指摘については理解いたしました。
0:15:10	その上で、こちらでどういったものが申請情報に加えるべきなのかというのを改めて整理しますので、その上で、本日御説明する形でもよろしいでしょうか。
0:15:22	規制庁のイワノです。それをお願いします。
0:15:28	はい。
0:15:29	はい。
0:15:36	規制庁のイワノです。では、それでは、次の
0:15:40	湖面政党コメントですね、次の説明事項に移ってもよろしいでしょうか。
0:15:49	電力エナミです。よろしくお願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:53	はい。規制庁のイワノです。それではですね、説明事項の四つめなんですけれども、この四つ目のところで
0:16:06	資料 1 の
0:16:09	6-2-1 っていうところで、一番最後のページですけれども、
0:16:15	この第 1 第 1 表というところの評価結果では耐震性が下がっているっていうことが明らかに下がっているっていうことが示されているんですけども、これは耐震性が下がるという
0:16:31	伊藤をもって改造しているっていうことでよろしいでしょうか。
0:16:40	九州電力からユー・エス・エスへと今回の会合につきましては、耐震性を下げる意図をもって改造しているものではございません。
0:16:49	今回の改造につきましては、耐震性に関しては、従来の海水ポンプと同等の耐震性を持たせることを
0:16:59	目的改造しております。
0:17:03	こちら、御指摘の通り、
0:17:06	海水ポンプ電動機につきましては、裕度が機能確認済加速度の比較においては下がっており、耐震性が低くなったように、
0:17:21	貸出下がっていると見ることもできるんですけども、
0:17:26	こちらは
0:17:28	もともとの意図としては、耐震性が下がることを最初からわかかっていて、こういった改造したというものではございません。
0:17:42	だから、
0:17:47	ちょっと、
0:17:49	ここ、
0:17:53	規制庁、小城です。
0:17:57	今の説明がよくわからなくてですね。
0:18:03	本邦取りかえたことで、
0:18:06	モーター側のほうの
0:18:11	加速度が上がる。
0:18:13	ここについて、耐震の裕度が下がるというふうに
0:18:18	見えるんですけど説明としては、
0:18:21	ポンプ側の構造が
0:18:23	変わったので、
0:18:25	ポンプの振動モードが変わったことによってモータ側の発生加速度が上がるのと。
0:18:31	ということであれば、ポンプ側の構造を、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:35	何かしら見直すべき必要はないという
0:18:39	判断があって今この状態になってるんじゃないかなと思うんですけども、
0:18:44	その辺の検討はどういうふうにされて、現状、そもそも
0:18:49	要因として特定されていないので、
0:18:52	説明がちょっとよくわからないということを
0:18:57	言っているんですけども、
0:19:00	そこもか説明していただけますか。
0:19:09	九州電力内入れさせて今回、
0:19:13	ポンプが
0:19:15	電動機側のその裕度、表 1 の裕度が上がっている。
0:19:20	本当に対して系統問題ないと判断した理由は、
0:19:27	JR
0:19:29	に従いまして、詳細評価を実施しております。
0:19:34	その詳細評価中で、各部位の健全性を確認しているため、
0:19:40	改良の必要はないと対人件を輸入していると判断したものでございます。以上です。
0:19:51	規制庁鈴木です。すみませんちょっとやっぱ説明になってなくてですね。
0:19:55	まずポンプを改造したことによって、どうしてモーター側の加速度が分かったのかっていう
0:20:01	確認がなされているからこそ、
0:20:04	今の判断があるんだっていうふうに私は思うんですけど。
0:20:09	まずその同士低下速度上がったかっていう特定原因の特定をまず
0:20:15	下のかどうかまず説明していただけますか。
0:20:38	はい。
0:22:03	京成電力の御質問の趣旨に理解いたしました。
0:22:10	原因につきまして、
0:22:13	当然その
0:22:15	評価結果が上がってきた段階で特定しようと様々な原因を考察
0:22:23	はしております。
0:22:25	しかし、そのどンドン
0:22:29	埋蔵だ
0:22:31	要因となって、この判定金上昇したかということにつきましては、特定できておりません。
0:22:46	それから
0:22:49	実態です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:22:51	規制庁の鈴木ですそれでしたら特定するまでもなく、
0:22:56	基準を満たせばいいという設計方針で設計をしたが、そういう結果になりましたというふうに説明してください。
0:23:10	経営戦略会議で御説明を改めてしますと、
0:23:18	今回につきましては、
0:23:20	発生値が機能確認済み加速度を上回った結果と
0:23:25	なりましたが、詳細評価を行うことで、
0:23:30	基準を強調していること。
0:23:34	確認したため、問題ないと判断しております。ただ、その
0:23:42	その北落ちの信頼性向上ということを目的としておりまして、
0:23:53	耐震性はご指摘の通り下がって、
0:23:59	見るんですけれども、将来の確認している。
0:24:05	なので、考えております。
0:24:09	規制庁の鈴木です。別に私はそのやり方そういう考え方が駄目だって言うわけじゃなくて、
0:24:16	九州電力としてどう考えて何を優先して、
0:24:21	改造正当化したのかっていうところのプロセスについてとしてお聞きしているんであって、
0:24:27	そうであればそういうふうに説明していただければ結構なんですけれども、今この 17 ページはそういうふうには書いてないじゃないですか。
0:24:38	そういったことをちゃんと立ってやったことを
0:24:42	正確に書けていませんけど、間違いなく書いてください。
0:24:48	はい。
0:24:51	意見書連絡会例です。ご指摘のありました。
0:24:55	今回その排靱性が下がっている。
0:25:00	上で、この回答で問題ないと判断したその経緯何を優先したかったということにつきましても、こちらの資料にセキさせていただきます。
0:25:15	規制庁ニシウチですけど 1 点だけすいません。
0:25:19	先ほどイリエさんの説明の中で要員が特定できてないという表現で説明されたんですけど。
0:25:27	特定されてないというか一義的に何が効いてるかっていう意味で特定できてないという理解をしてたんですけど、要は結局、今回の改造でいろいろな改造をやってそもそも構造も変えているし、3 号機において材料も変えている。
0:25:43	そういった意味ではその何が一義的 2。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:47	に影響をして支配的に影響していつていうところは特定できてないけどもこういった要因があって、こういった結果になっているっていうそういう意味では特定はできているっていう理解をしてるんですけどそこ認識とずれてますか。
0:26:03	九州電力開発今説明のあった通り、鉄塔一義的な支配的な要因というのは、特定できないんですけども、° 各構造の変化、
0:26:16	よってモデルを
0:26:18	戻りましての置き方ですか、あとは
0:26:22	代表の変更作業についてはいろいろ変更みたいな、
0:26:26	ものが、それを的に含まれておりますので、そういったものが振動モードを変化させて各部位の発生値を
0:26:35	空いた
0:26:36	測定値そして球考察しております。
0:26:40	規制庁ニシウチです。了解しました先ほどのスズキの花シーム。
0:26:47	を踏まえてここの部分を各修文いただくと思うんですけど、その際にはまずその要因の特定っていう部分も正確に書いていただくっていう意味では、今イリエさんがおっしゃったような様々こういった要員が複数考えられてそれが相互作用でこういった結果になったっていうそういう特定をしたっていうことなのかなと理解をしたので、
0:27:07	そこら辺はちょっとわかるように資料を拡充いただければと思います。
0:27:14	九州電力から言わず処置しました。これまで弊社藤田病院の光沢特定を正確に決まったままに今回、改造にあたって何を予定したかについても、税金節税
0:27:36	すいません最後聞き取れなかったのもう一度語尾お願いします。
0:27:42	はい、繰り返し御説明しますが、今回の要員を
0:27:49	より詳細に書きますとともに、今回の会合にあたって、何を優先したかを点検して説明します。
0:27:57	はい。
0:27:58	規制庁鈴木です先ほどの
0:28:01	口頭説明で若干聞かなきゃならないことをちょっと出てきまして、
0:28:07	解析に当たって、解析モデルの質点の置き方を変えたことによって結果が変わったっていうような発言があったんですけど。
0:28:18	それって、
0:28:20	なんかおかしくないですか。
0:28:23	もともととしての方がおかしくて、よりよい方向に持ってきたんで変わりましたっていうことであればもとの解析が甘かったっていうふうに聞けば聞こえるし、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:35	支店の置き方を変えたんで今度結果が大きく、
0:28:40	詳細解析必要になるまで変わりましたってということであれば今回の本解析の内容自体の
0:28:49	妥当性っていうところがちょっと私には疑問に思うんですけども、
0:28:55	そういう意図で発言されましたか。
0:28:59	研修電力会議です。そういった意図で発言しておりません。
0:29:04	進展の仕方が変わったというのは、新規制工認からの変更点を見た場合のこととして、今回市につきましては 2001 年の人管理から変わっており、おりません。
0:29:21	改造に伴って
0:29:25	軸、潤滑成因系統などを削除することによって若干軽くなった部分ですとか、無給全日空県変更することによって、部材が重たくなったりする部分があります。
0:29:40	後者変更を 2012 年の認可時のモデルに反映しておりますので、そういった新規制と 2012 年のモデルを変更するといった意味で、
0:29:53	話があったけど、融資です。
0:29:57	はい。
0:30:00	規制庁ニシウチですけど、今の説明は要は質点の置き方とかのモデル化するにあたっての考え方を変えたというわけではなくて、あとまでその構造、先ほど説明があっても給水軸受に伴って給水設備とかなくなっていわゆる構造が変わった。
0:30:18	から出現が変わったっていうそういう説明と理解していいですか。
0:30:23	九州電力会議です。はい、その認識でもおられません承知しましたが、そういったところも含めてまず要員が何があるのかっていうところを九州電力としてどう考えたって言うのかって言うところ正確に書いていただくところからスタートしていただければと。
0:30:38	そもそも多分個々の要員が特定できていないとほぼそれは技術的な検討が不足していると言わざるを得ないと思いますので、その伸縮特定をしっかりと上でそのあとの説明につなげていただくようお願いいたします。
0:30:53	県民会議です。承知しました。
0:31:04	規制庁のイワノです。それでは、そうですね、すみません、あと一つですねNo.戻っていただいて、三つ目のな、
0:31:14	確認事項に関する関連するところなんですけれども、資料 2-12 ページのところ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:22	メーカーの試験のところですけども、異物濃度っていうのがニシウチ豆腐たパターンの二つのパターンのウェイト%で
0:31:33	試験をされていて、その試験の結果を結果をもとに、
0:31:40	と海水ポンプが津波が起きた際の素直に流入した環境下でどれくらいもつか時間が稼働時間がもつかってことを計算してると思うんですけども、
0:31:51	それぞれの二つの異物の濃度でそれぞれ別々にその削れ方っていうのを試験してるっていうことよろしいでしょうか。ここにはちょっと連続投入でっていうふうに書いてあるので。
0:32:05	二つのその異物濃度で別々にそれぞれデータがしっかりとられているのか、それとも同時にとられているのかっていうところのデータのとり方っていうのがちょっとよくわからないところがあるのでその点を説明してください。
0:32:25	すいませんエネット九州電力のてらたです。今説明簿価遅いいただいた内容ですけども、エムス濃度も●●(非開示情報)とこれ●●(非開示情報)で過去●●(非開示情報)、これが●●(非開示情報)というので、それぞれ試験をやっております。
0:32:41	併せたような形でやっているの、それぞれやってましてそれぞれの試験結果がありますので、今回御説明するのはあくまでも●●(非開示情報)に●●(非開示情報)のものを輸送とか大きいほうを持つリーダーをさせて結果としても接続していただいているという状況であります。
0:33:00	説明としては以上です。
0:33:06	規制庁のイワノです。わかりました。ありがとうございます。説明については所承知しました。
0:33:14	不開示情報発言される際はまず不開示情報を発言される旨、
0:33:21	発言してから説明をお願いします。
0:33:27	すいません九州電力のてらたです申し訳ございません。イワノの数字は非開示情報でした。失礼しました。
0:33:44	規制庁のイワノです。今の点の部分なんですけれども、このそれぞれ別々にしていることがわかるようにする補足説明資料の今の資料2で言うところの12ページのところは、それぞれ制限されていることがわかるように記載を見直してください。
0:34:10	JXエネルギーのてらたです。了解しました。なおさせていただきます。
0:34:15	はい。
0:34:26	規制庁のイワノです。それでは本日九州電力のほうから説明いただいた説明事項については以上で規制庁のほうから出しています資料3のほうですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:39	この確認事項のほうに移りたいと思います。それではですねまずナンバー一つ目のところで、添付資料の 2 の 2 の (3) の 2-5 というところですけども、
0:34:55	このページですね、第 2-1-1 の図っていうところなんですけれども、
0:35:05	この図では、津波が来たときに、どういうふうに水面が変動して一番下がった水面の環境下でもええとポンプがしっかり水を吸い込むことができるってことを説明していると思うんですけども、
0:35:24	このときの水位っていうのは朔望平均干潮位における解析何かなのか説明してください。
0:35:35	こちらのちょっと疑問点としてはですね。
0:35:37	当朔望平均干潮位っていうのはですね。
0:35:43	2 の (3) の -2 の配布 8 スラッシュっていうページのところで、平均アート朔望平均干潮位はマイナス、
0:35:55	0.98m というふうになっているんですけども、さっきの 2 の -1 の図では一番初めの 0 分のところがその値になってないので、この平均朔望干潮位を考慮したときの解析結果なのかっていうところがちょっとよくわからないので、その点について説明してください。
0:36:19	はい、九州電力のてらたです。ご指摘いただいた内容ですか。サポ平均干潮位のマイナス 0.98 を考慮しておりますので、それに加えてさらにですね、この取水ピット今水位を調べるほど記載しているのですが、接液部には循環水ポンプと言いました紙の冷却系海水供給するポンプ、
0:36:39	今して、その運転も考慮した上で始まりの数字を解析上退出しているっていう形になる。
0:36:47	ちょっと説明としては以上になります。
0:36:58	規制庁のイワノです。説明は了解しました。ではそのことがわかるように、申請書の添付を修正してください。
0:37:13	すいません九州電力のてらた鉄塔申請書添付 2、
0:37:17	そのことを図るより追記するというのが、伊藤ですかってのは確認なんですけど、
0:37:25	続いてのは最初に、潤滑油等の
0:37:29	ある程度運転と関わり今調査干潮位を考慮してますという記載を追記して、
0:37:35	する形と認識でよろしいでしょうか。すいません。
0:37:40	規制庁のイワノです。そのそのようにお願いします。
0:37:45	はい、現状 900 了解しました。
0:37:50	はい、では確認事項の二つ目ですけども、資料の 2 の (3) の 2 のハイフン 6 です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:01	このページの部分で
0:38:05	砂の粒径について、平均粒径という言葉が使われているんですけども、一方ですね、補足説明資料の方の 5-8 というページでは 50%粒径というふうな用語が使われていて、
0:38:21	この二つで用語の使い方にまず
0:38:25	違いはありますか、その用語の定義について違いがあるのであればそれぞれ説明してください。
0:38:32	はい、九州電力の寺岡です。羊蹄については違いがありません。Fで検討ちょっとわかりづらいようですので補足断を
0:38:40	それについてをこちらの平均粒径ということで当日させていただこうかなと考えております。
0:38:48	一方、
0:38:48	はい。
0:38:50	規制庁の今野です。わかりました。ではそこは修正をお願いしますと、それからプラスで、ここで追加で質問なんですけども、この平均
0:39:01	これ今、
0:39:04	50%各地点の 50%の粒径のその平均値をとっているということによろしいですか。
0:39:17	はい、別途九州電力でらたでその認識で問題ありません。
0:39:21	規制庁の岩見です。
0:39:24	その平均値を各地点の 50%粒径の最大値を使うわけではなくて平均値を使っているというのは意図というか、理由っていうのを教えてもらえますか。
0:39:45	九州電力のてらたです。
0:39:48	はい。
0:39:49	はい。
0:39:56	はい。
0:39:58	操作のマーケット 50%使ってる流体といういたしましては一番支配的になるとどう受け入れさせていただいてることになっておりますシミュレーションでほぼければ厳しいのかというそうではなくてそう思いと逆じゃないのでつないで発生しない。
0:40:16	それからすぎるとどうなのかとかいうと軽いと浮き上がるんですけどそんなに
0:40:21	なんていうかね。
0:40:23	はい。
0:40:25	やっぱりその抵当中まで方なんていうかの聾
0:40:31	すみません、55 ページのためにと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:35	軸受に営業が少ないとかいうのもありますので一番平均となる 50%という値で設定させていただいてということになります。
0:40:44	規制庁のイワノです。時機械のはそういうことではなくてですね、各地点の平均値を使っていて、最大値を使っていない理由っていうのを説明してください。
0:41:38	はい。
0:41:41	すみません吸収ですけども、もう一度すみません質問の趣旨を実際のですが、よろしいでしょうか。規制庁のイワノです。今これは各地点の 50 各地点の 50%粒径の平均値を使っている。
0:41:59	っていうことですね。平均中、
0:42:06	どういう想定をするかということにもよるかと思うんですけども、その最大値、各地点での一番最も厳しい最大値のところを使うわけではなくて、あくまでその各地点の平均を使っているっていうところの意図を教えてください。
0:42:22	平均で問題ないっていうLEとですね最大のところを使わずに平均で問題ないっていうところ。
0:42:30	そういう説明になるのであれば、そういう説明をしてください。
0:42:39	はい。
0:42:40	もちろん、
0:42:41	すみません九州電力のてらたです。すみませんとちょっと現状その最大値を使わない理由というのが私のほうでば答えることはできませんので、ちょっと担当部門に確認して再度別途回答させていただきます。
0:42:55	はい。
0:42:58	規制庁の止野ですではまた再度説明をお願いします。
0:43:13	規制庁鈴木です。
0:43:15	今のイワノが聞いた趣旨をもう一度ちょっと補足しておく。
0:43:21	粒径の分布が一様であった場合には、
0:43:27	これはどの粒径のほうを使っていると、一番厳しくなるかというところが、
0:43:34	簡単に分かると思うんですけど。
0:43:37	粒径に対し分布があったときには、
0:43:42	舞い上がり安いところは大した量がなくて、
0:43:47	結果として、
0:43:48	厳しくなくなるとか、
0:43:51	そういう確認があって、今平均値っていうのでやると。
0:43:57	結果として一番厳しい評価内容になっているとそういうことですかということを行き来していますので、その辺の意図を理解した上で、
0:44:07	再度確認をお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:13	はい、えっと経済の九州電力のてらたです質問の意図は理解させていただきました改めて回答させていただきます。
0:44:25	規制庁のイワノです。では確認事項の三つ目に移ります。添付資料の4の4括弧3の4というページですね。
0:44:37	この部分で、海水ポンプの構造材の対放射線性について説明されているんですけれども、
0:44:52	このページのところで
0:44:57	最も低い開始対放射線性が低い材料としてはどういうものを想定しているかっていうのをまず教えてください。
0:45:07	で、その上で、最も弱い部分っていうのが、これはあの事故時の放射線量として10mGy/hっていうのを想定されてると思うんですけれども、その最も弱い構造材料がその
0:45:24	当線量下で問題なく機能しますよっていうことを、はどこにそういうふうにかかれたとこにどこで説明されていた同意問題ないということ、すみません、改めて説明してください。
0:45:41	九州電力のタカミです程度を今いただきました御質問に対して回答いたします。
0:45:47	まず回放射線性が一番低い材料というのはパッキングスケット類を想定しております、これらに学校に対して放射線の影響が法人税の影響が起きた場合に機能的に問題ないということの評価しております。
0:46:05	屋外線量が最も高くなる経営状況下で10mGy/hを作業があると
0:46:14	上限として設定しておりますけれども、AとCポツの一番最後の段落に海水ポンプが設置される屋外の放射線量は重大事故当時においても50mGy/hで行か/h以下であり、
0:46:33	これを評価前期で海水ポンプは機能を損なうものではないということで、評価結果を記載しております。
0:46:42	で、パッキングスケット類
0:46:44	が、実際に幾らかっていうのが記載してないんですけれども、青対放射線性がどれぐらいかというのを記載してないんですけれども、この最後の文章のところで評価結果を記載しているというものでございます。
0:46:58	以上です。
0:47:04	規制庁のイワノです。政党説明は承知しました。ではそのことがわかるように、補足説明資料でを追加してください。
0:47:39	規制庁の規制庁のイワノです。
0:47:42	ちょっとすみません聞こえて当九州電力聞こえていますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:47:49	九州電力タカミですね今御セキ超えております。
0:47:53	先ほどの御説明聞こえてませんでしたでしょうか。
0:47:59	えっとですね、一部、先ほど説明いただいたところでちょっと一部通信が見られて聞こえづらかったところがありました。こちらから補足説明資料に追加補正して欲しい旨発言したんですけれどもそちら聞こえてますでしょうか。
0:48:14	九州電力のタカミですけどその部分がすいませんこちら音声は切れて結局とれておりません。
0:48:21	規制庁の止野ですでは先ほどの回答についてもう一度
0:48:26	該当しますと、今説明していただいた事項を補足説明資料に追加してください。
0:48:37	九州電力のタカミですと承知いたしました。
0:48:43	はい、では次の事項に移ります。四つ目ですけども、添付資料の5番目のところで、ページで言うと5(3)の配布位置のスラッシュっていうページですけども、
0:49:03	このページは火災に対する体制もうこの説明がされてるんですけども、このページの中で海水ポンプの構造材について、いずれもいずれの部品も金属で構成されておりっていうふうに書いてあるんですけども、
0:49:19	本当の構造材がすべて不燃材で構成されているってということでしょうか先ほどなんかパッキンがゴムになっているっていう発言があったと思うんですけども、その主要な構造材はすべて不燃材で作られているっていうそういう認識でいいかという確認をさせてください。
0:49:40	九州電力のタカミです。こちら、
0:49:44	佐柄とそのいずれの部品もっと記載しておりますのはへと主要な構造材データを想定しております、このケーシング時主軸及び羽根車等の等につきましてはパッキンガスケット含めておりません。この主要な構造材をいずれもというのをはさしております。
0:50:03	以上でございます。
0:50:10	規制庁のイワノです。説明承知しました。では次の事項に移ります。
0:50:18	5番目の事項ですけども、添付資料の7ですね、ページ数で言うと7の(3)の5-1。
0:50:40	このページのところで動的機能維持の詳細評価について説明しているんですけども、補足説明資料のところでは、原子力発電耐震設計特別調査委員会の詳細報告書っていうのを、に触れて引用するんですけども、申請書のほうではそちらが引用されていないんですけども、その理由を説明してください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:05	九州電力からイーレックス申請書側で、この調査報告書に記載してない理由は、今回の海水ポンプが増え悪意中期の最多票範囲背景からです。
0:51:22	具体的には、今回の改正ピンクで動的
0:51:26	評価においては詳細評価を実施してます。
0:51:29	この調査につきましては約 46011 契機に規定された評価方法に基づいて実施している。
0:51:40	はい。
0:51:41	補足しますと、このJEAC19946019 ページ体あるものは、調査報告書の成果をもとにして動的機器の具体的な方法を
0:51:57	規定したんですが、このJEAC、
0:52:00	最後になります。
0:52:02	以上です。
0:52:08	規制庁のイワノです少々お待ちください。
0:52:12	規制庁のイワノです。すいませんお待たせしました。
0:52:16	さっきの説明でもう一度確認なんですけれども、
0:52:20	今回、当評価している項目なり、そういうそういったものっていうのは全部違ってくんじゃ具の 4601-2-1991 の中に全部書いてあるものしか使った苦しく、すべて書いてあるもの。
0:52:39	すいません、ちょっともう一度言い直します。今回の評価で使った項目っていうのは、JEAC-4601-1991 に書いてあるものを書いてからしか使っていない耐特委報告書っていうのは全く使っていないっていうそういう理解でよろしいですか。
0:53:04	はい、九州電力からイリエです。ご認識の通りです。今回排水ポンプの詳細評価。
0:53:12	使っている項目につきましては、JEAG4601、1 計器追補に連動した評価を行っていただいております、そこに示された項目をすべて評価項目として挙げた上で、
0:53:29	本評価してるという状況でした。このため
0:53:35	先ほど、そういうふうになりました耐特日報告書を踏まえて追加したという項目はありません。
0:53:47	規制庁のイワノです。説明承知しました。もう一度そのJEACのこの規格とあと耐特委の報告書をこちらのほうで確認した上で必要があればコメントするようにします。
0:54:00	研修電力から入れする承知しました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:07	はい。それとですね、今の動的機能維持の詳細評価の項目に関連してこの項目で、電動機の取合ボルトのせん断とあとそのせん断と引っ張りの組み合わせっていうのを評価を
0:54:25	今回の申請書の中ではしていないんですけども、そのしていない理由を説明してください。
0:54:32	九州電力からイリエ列車今ご質問ありました電動機取合ボルトのせん断の評価についてです。
0:54:42	こちらにつきましては、
0:54:45	愛知信金の構造健全性側の評価日本について
0:54:50	水平地震力摩擦力で負担するということをしてしております。
0:54:56	で、今回の評価の結果、
0:55:00	摩擦力が水平地震力を上回っているため、
0:55:04	当該ボルトにはせん断応力が発生しません。
0:55:08	このため、前段応力は発生しないため、
0:55:12	引っ張り
0:55:13	組み合わせ応力評価も時っぽくなっていないという状況です。
0:55:25	規制庁のイワノです。説明については承知しました。
0:55:29	そう。まずでは今 1 説明してもらった内容を
0:55:36	そうですね、これは、
0:55:40	そうですね。投信性状なり補足説明資料なりに追記してください。
0:55:55	すみません、もう一度言い直します。今の内容を終えと補足説明資料に追加してください。
0:56:02	それからですね今いただいた説明に
0:56:06	説明を受けてちょっとさらさらにちょっと質問したいんですけども、今摩擦力で担保してますっていうことだったんですけども、その摩擦力が屋外の環境下で 1 できる位置できるってというのはどういうふうに確認なり説明確認なりをする。
0:56:28	というふうなすいません。屋外の環境下で摩擦力をどのように維持する方針なのかっていうのを説明してください。
0:56:40	すいません。都市合わせてスケートを補足説明資料に今の内容を追加してください。
0:57:01	九州電力です。
0:57:06	説明した圧力で制限地震力を負担するということ。それからまた微力を維持管理していく上での運用の概要につきましても補足説明資料のほうにセキいたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:23	はい。
0:57:25	規制庁のイワノですので、それをお願いします。
0:57:29	では次の確認事項に移ります。七つ目ですけれども、補足資料で言うところの補足の徒歩の1-ハイフン14/hというページで政党資料のところでは、
0:57:48	回数1/すいません。まず、添付資料の6ですね、6-(3)の-2のスラッシュいってところで、海水ポンプエリアでは床ドレン員の床ドレンの四つを使って
0:58:04	はい、排水して溢水を達成しますっていうふうに説明されているんですけども、一方で先ほどの補足説明資料のページの図では
0:58:17	ドレンの数が足りないように見えるんですけども、例えば3-Aとか3のD4-B4-Dというページですね、アートのAとポンプの箇所ですね、そういった箇所にちゃんと四つ床ドレンがあるっていうことは、
0:58:32	どのように見たらわかるのか説明してください。
0:58:38	九州電力の瀬山です。ここまで御説明させていただきの非開示情報が含まれます。
0:58:47	ですね、今していると御指摘いただいたお水が14ページの表の図に関してですが、
0:58:58	●●(非開示情報)
0:59:00	●●(非開示情報)
0:59:17	●●(非開示情報)
0:59:35	●●(非開示情報)
0:59:40	個人としては以上になります。
0:59:47	規制庁のイワノです。説明承知しました。
0:59:59	規制庁のイワノです。それでは次の確認事項に移ります。
1:00:04	補足資料のこの後の5-8っていうところで、当軸と時空系の
1:00:17	ところの説明なんですけれども、
1:00:20	この軸と時空系の間に砂が流入するしてそれによる摩擦の影響っていうのは、今回海水ポンプを取りかえると前項で、そういったその軸と軸受の間のクリアランスの
1:00:36	変更、変化量府クリアランスがどのように変化するので、そのへんかっているのがさっき言った砂の流入による摩擦力にどのように影響するのかっていうのを説明してください。
1:00:52	九州電力のタカミです。こちらご質問に対してですけれども、まず時空系のクリアランスですが、こちらの補足説明資料等にも会計の不開示情報になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:03	現状のポンプが●●(非開示情報)から●●(非開示情報)三つで取りかえこのポンプが●●(非開示情報)から●●(非開示情報)ということで取替後のほうが若干クリアランスは大きく大きくなる。
1:01:18	ただ今回津波影響に対する評価につきましては、取替この軸受について評価を実施しております、そういった意味ではクリアランスが昼から広がることも含めて大丈夫ですという訴えこういう評価結果になっております。
1:01:33	以上です。
1:01:41	規制庁のイワノです。
1:01:46	そうですね、今の説明からすると、
1:01:52	モス、まず隙間が広がる方向にいくっていうことだと思うんですけども、また、
1:02:03	すいません。例えばですね、じゃあその隙間が広がるっていった場合に一つパラメーターとして流量があってその流量が増えるっていうことが考えられると思うんですけども、その流量は、今回そのまま摩擦とか摩擦に
1:02:18	どういうふうな影響を与えるのかっていうのは説明してください。でも水素の同じように今流量だけではないかと思うんですけど、そういったようなパラメーターっていうのは、そういう摩擦とか摩擦のには、どういうふうに影響を与えるのかっていうのを
1:02:36	節補足説明し、
1:02:39	すいません説明してください。
1:02:46	ちょっと今ご指摘いただいた内容と確認なのか、九州電力のクラタです。今指摘いただいたことないよう確認なんです、流量が変化するというのはちょっと答えが出るんですが、それについても同様な摩擦に影響があるかという。
1:03:01	その御質問でしょうか。
1:03:05	規制庁のイワノです。まずその質問に教えてください。
1:03:10	すいません。
1:03:12	流用に関してですが、実験の中で実証試験海水ポンプの軸受け摩擦試験をしております、その中で別途流量というパラメータ現状ちょっと出てきておりません、医療に関して御だ影響があるかについてはちょっと再度御確認して、ちょっと改めて別途回答させていただこうと思います。
1:03:31	ただ重量が変わったとしてもですね、うちの方としては一緒ですので、それをちゃんと決められない幾つ方法の中で自分の方式をやっておりますので、ちょっと軸受に関してです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:42	必要な評価部／すべて行ってるという認識ではありますので、おそらくその確認をさせていただくのですが、有料変わることによって変化揉まないのではないかなと考えます経つまでちょっとそこは確認させていただきます。
1:04:02	規制庁鈴木です。
1:04:04	確認の仕方はいろいろあるとっていて、
1:04:11	一つのやり方としては、現象を特定して、
1:04:15	どんなパラメーターが
1:04:20	影響しそうかどうかというのを評価してですね、それでそれに対する
1:04:28	分離試験をやってみるっていうやり方もあるでしょうし、
1:04:33	減少はあまり特定せずにもう実機そのものの条件で実証試験をやりました。
1:04:42	その範疇で運転しますっていうやり方もあるでしょうし、やり方はいろいろあるとっていて、
1:04:49	そういう観点で、今イワノが質問したような内容っていうのは、
1:04:56	特段考えずに、私今言っていない、実証試験みたいなイメージでやったということであればそういう説明でいいと思うんですけども、その辺の
1:05:07	確認の仕方、その辺の考え方も合わせて説明していただければ結構かと思えます。
1:05:19	はい、九州電力のてらたです。後者の説明になると思いますので、そこも含めて改めて御説明させていただきます。
1:05:31	規制庁のイワノです。それでは最後の確認事項に移ります。9 番目ですけども、補足資料の 5-ハイフン 11 のところですね。
1:05:45	そうですね。
1:05:50	以前同じような、海水ポンプの取りかえに係る設工認を先代原子力発電所の 1 号機及び 2 号機の A と 2 号機について、同じように海水ポンプの取りかえの申請をされてると思うんですけども、そのときには、基準津波が到達したときの砂の移動。
1:06:10	評価っていうのは、高橋市の手法も用いて検討しているんですけども、今回は、今回見解を玄海原子力発電所の申請では、その手法を用いていないその理由を説明してください。
1:06:27	はい、九州電力のてらたですと、ご指摘いただいた質問に関してですか。ちょっと今御社の担保部分に確認しておりますので、これについてはまた改めて御説明させていただきます。以上です。
1:06:39	はい。
1:06:41	規制庁のイワノです。説明承知しましたでは
1:06:45	わかり次第、説明してください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:05	すみません。
1:07:07	規制庁のイワノです。こちらからは質問は以上になります、九州電力から何か質問等ありますでしょうか。
1:07:25	九州電力のゴタンダでございます。適用属の制限のところではちょっと本当の内容をもう一度確認させていただきたいのですけれども、
1:07:35	資料 2-3 ページで包括的にお願いします。
1:07:40	はい。
1:07:42	先ほど整備のところでも質問受けてます 4 番についてなんですけれども、これについては、新規制基準の中で一番については、旧排水ポンプではございますが、適合性というものを
1:07:59	確認していると認識してございます。今回の取替に関しては、家事ポンプにより若干の重量がございしますが、その影響は極めて小さいことから、適合性に工認側の適合性に影響がないことということで、こちら適合性確認は不要ということで申請書を規制して記載してございません。
1:08:19	ご質問コメントの趣旨でございしますが、今回は地下水規制前に整備工認を申請していることから、そこからの変更ということで、
1:08:30	地盤についても適構成を記載するというので、
1:08:37	具体的な基本設計方針等に本地盤に関する適合性を記載するような形になるということです。
1:08:50	規制庁のイワノです。
1:08:53	あと、そうですね、基本設計方針にも書かれているとは思うんですけれども、添付書類にも書かれると思っているんですけれども、添付資料ですね、申請書の添付資料にも書かれるものと思っているんですけれども、その認識でよろしいでしょうか。
1:09:25	九州電力エナミです少々お待ちください。
1:09:54	九州電力のゴタンダでございます。
1:09:57	添付のところちょっと今確認が取れてませんのでちょっとまた確認して 9000 あんまりを提示させてもらえればなと基本的には新規制基準で確認されている条文になりますので、我々としては、改めて確認が必要とは思ってございませんが、呼び込みと記載をすることで、
1:10:16	そこで適合性を示すことを考えてございます。改めて修正案で提示させてもらいたいと思います。
1:10:25	規制庁のイワノです。改めてすべての 1 から説明する必要ないので、新規性基準で説明していることと同じっていうことを添付資料の添付資料の中で説明してもらえば十分だと思っています。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:43	それではそのようにお願いします。
1:10:47	全部のゴタンダがですね、もう一遍よろしいでしょうか同じ移動訓練のところ 9度についてもご発言があったと思いますが、こちらを初めの御遂行について の説明でございますが、これについても、基本的に、
1:11:03	設備の取替のほうにつきましてはこちらのほうの防止に防止の対策を並行伴 われないものにつきましては御説明はよということ整理してございましたらば、 これについても同様に、
1:11:16	基本的方針並びセキ添付資料がございました。呼び込みの記載を追記すると いう方向でよろしいでしょうか。
1:11:26	規制庁の今野です。給与についても、あともう1個その49条も関係するかと 思っているんですけども、そちらについても同じ対応をお願いします。
1:11:35	はい。
1:11:54	はい。
1:11:55	さすがにしゃべっちゃって。
1:11:58	うん。
1:12:03	すいません規制庁ニシウチですけど先2件だけよろしいですか。
1:12:08	今の救助の話なんですけど。
1:12:12	さっきの説明の中でイワノが生きたように基本的に今回は新規性基準に設計 対応していない工事計画からの変更認可になるので、新規制基準に対応する ために必要な条文はすべからく申請書で説明されるべきであろうと。
1:12:27	その設備の説明の程度っていうのは基本的にその新基準と全く同じなのであ れば新基準によるという呼び込み載せ適切にさせていただくっていうことだと思 うんですけど、今の救助の話については、いわゆる
1:12:41	新規制基準で9条対応の追加要求が一応あると思うんですけど、今回の申 請はそこにそこを化に係るものでない。だからそもそも前の工事計画でも救助 に対して減らしていないので、
1:12:53	4条と9条ではちょっと違いがあると思うんですけどってそういう説明、そういう 質問ですか。
1:13:02	九州電力の難波でございます。
1:13:06	そうですね経済的な特に防水対策に係る要求でございますのでそういった違 いがあるかとございますのでございます。
1:13:17	規制庁ニシウチです。まずはそこら辺の考え方も含めて一度整理していただ いて、今後のヒアリングの中で、事務局で確認する際に、この補足説明資料の 対象条文の中で、もう少し確認深く深めていければいいのかなと思いますので そこも含めて説明を今後いただければなと思うんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:13:40	九州電力ゴタンダでございますそうしました検討させていただきます。
1:13:45	その上で先ほどイワノから49条についても言及しましたが49条は基本四条と同じ地盤の条文ですね同じ整理かと思いますが、その他追加で何かありますか。
1:14:08	はい、九州電力エナミです。弊社のほうから追加で確認させていただきたい事項ございません。本日いただきましたコメントといたしましては今の敷設ニシウチの条文整理発表補足大きなところではアイス補足の6-2のiPhone電力公的
1:14:28	5ページですね、こちらのほうで融度低下の要因分析等につきましての記載の充実、あと、資料3でいただきました資料のそれから十八番につきましても、いただきましたコメント。
1:14:45	必要により、補足説明資料等で再度御説明するような案を資料を御提示させていただきましてまた御説明させていただく機会を貸していただけたらと思います。以上です。
1:15:00	はい。
1:15:11	すいません。
1:15:13	規制庁の今野です。それでは本日のヒアリングはこれで、これにて終了したいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。